



介護サービスを利用するまでの流れ

介護サービスを利用するには、事前に一連の手続きが必要となります。利用するまでの手順の流れをご紹介します。



申請する

サービスを利用するには、要介護認定の申請を行う必要があります。まずは本庁健康課・両支所くらし課へ相談してください。申請後、介護の必要度(要介護1～5、要支援1・2、非該当)が認定されます。

計画を立てる

どのサービスをどのくらい利用するかといった計画を「ケアプラン」として作ります。要介護の人は、居宅介護支援事業者へ、要支援の人・非該当の人は市役所健康課の地域包括支援センターへケアプランの作成を依頼します。

利用する

ケアプランに基づいて介護サービスを利用します。原則として費用の1割が利用者負担となります。

引き続き利用する

認定の有効期間は原則6か月～12か月です。引き続きサービスを利用したい場合には、期間満了前に更新手続きが必要となります。
※期間満了の2か月前に介護保険事務所から申請書が送付されます



問

担当:河北(健康課)

杵藤地区広域市町村圏組合
介護保険事務所

☎0954(69)8222

(市外局番からダイヤルしてください)

○介護保険事務所のホームページ

<http://www.kitou-web.jp/kaigo/>

くらし部 健康課

(市地域包括支援センター)

☎(23)9135



おたんじょうおめでとう



(北方町)

黒岩 松尾 川口 野田 朝重 川口 永田 小生 浦川 江口 犬走 中川内
有翔 結季 帝王 悠真 心花 真梨奈 堅人 あさひ 花叶 惺休 勸菜 明依
(健太郎) 利恵 (一成) 梨絵 幸子 (亮太) 美和子 (寿経) 順子 (裕之) 祐子 (大輔) 由美 智美 (高史) 那央 菜穂子 (学史) 杏奈 (智英) 奈緒子 (純也) 庭木 (アントニオ) 友美

(山内町)

(西川登町)

(東川登町)

(武内町)

(朝日町)

(橋町)

(武雄町)

川浪 山口 稲富 奥山 山口 江口 張 青木 山口 馬場 杉原 小林 岸本 峰松 古賀 池脇 丸田 松尾 小園 山口 森 前田
マッシー 桐真 玲奈 日咲 帆海 晴香 文恵 真和都 智輝 晴汰 杏里 千紗 有愛瑠 結彩 千颯 勇太 桜輝 咲良 彩夜斗 大志 優愛 周耶
(恭平) ありさ (秀和) 幸代 (孝義) 未幸 (正裕) 秀美 (真哉) 佑香 (圭介) 美香 (慶雄) 絢子 (洋一郎) 真季子 (康孝) 久美子 (浩) 真由子 (哲也) 絵微 小百合 嘉世恵 めぐみ 春菜 まり子 美智子 美保子 ひふみ りえ 尚子 怜子
(庭木) (内田) (南永野) (西真手野) (東真手野) (南上滝) (甘久) 小野原 沖永 天神 天神 永島 花鳥 花鳥 川良 八並 八並 宮野町 下西山 下西山 上西山

※2月15日受付分まで(敬称略)